サテライト設置に係る誓約書

（指定訪問介護サービス）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　　月　　　日

　高知県知事　　様

**申請者**住　所

|  |
| --- |
|  |

氏　名（法人にあっては名称及び代表者職氏名）

|  |
| --- |
|  |

　申請者が下記全ての誓約事項の内容を理解した上で満たしており、また、下記全ての誓約事項を確認するための調査に積極的に協力するとともに、誓約事項を満たしていないことが確認できた場合は、直ちにサテライト事業所を休止または廃止することを誓約いたします。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　記

|  |
| --- |
| **１　人員基準に係る事項**   1. 管理者   本体事業所に置かれている管理者は、サテライト事業所を含めて一元的に管理する。   1. 訪問介護員等   　訪問介護事業者におけるサテライト事業所にあっては、本体事業所と併せて、訪問介護の提供に当たる  訪問介護員等を常勤換算方法で 2.5以上となる員数を配置する。  **２　設備基準に係る事項**   1. 事務室   利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペースを確保する。  ②　設備及び備品  訪問介護サービスに必要な設備・備品を確保する。特に、感染症予防に必要な設備等に配慮する必要性がある。  **３　サテライト事業所と本体事業所との一体的運営に係る事項**   1. 利用申込みに係る調整、指定訪問介護の提供状況の把握、職員に対する技術指導等が一体的に行われる。 2. 職員の勤務体制、勤務内容等が一元的に管理されること。必要な場合に随時、本体事業所との間で相互支援が行える体制（例えば、サテライト事業所の従業者が急病等で訪問介護の提供ができなくなった場合に、本体事業所から急遽代替要員を派遣できるような体制）にある。 3. 苦情処理や損害賠償等に際して、一体的な対応ができる体制にある。 4. 事業の目的や運営方針、営業日や営業時間、利用料等を定める同一の運営規程が定められる。   ⑤　人事、給与・福利厚生等の勤務条件等による職員管理が一元的に行われる。  **５　法令遵守に係る事項**   1. 事業の運営にあたって、介護保険法その他の関係法令等を遵守している。 |